

ガイドライン分科会 平成 27 年度報告

ガイドライン分科会では、平成 22 年度に改定をおこなった「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」の運用状況及び最新の侵害事例について議論をおこないました。

議論の結果、前回の改定から約 5 年間の運用を経て、特段の不具合は生じていないことが確認できました。また、インターネットの世界は日々変化しているため、新たな侵害形態等の最新の情報交換が事業者・権利者双方にとって有益であることを再確認できました。

1. 参加団体

一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
一般社団法人日本レコード協会
一般社団法人日本音楽著作権協会
株式会社日本国際映画著作権協会
シャネル株式会社
本田技研工業株式会社
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
一般社団法人電子情報技術産業協会
一般社団法人日本音楽著作権協会
ヤフー株式会社
株式会社ディー・エヌ・エー
株式会社スターダストコミュニケーションズ
株式会社メルカリ
楽天オークション株式会社

(敬称略、順不同)

2. 開催日

ガイドライン分科会 平成 27 年 12 月 18 日(金)及び平成 28 年 3 月 31 日(木)

3. 討議内容と結果

● ガイドラインの見直しについて

現在の運用状況を踏まえて議論をおこなった結果、特段の不具合は生じていないことが確認されました。

【別紙 2】
ガイドライン分科会

また、キーワード別紙については時流の変化に合わせて変更をすべきとの意見を踏まえ、ガイドラインの改定を見据えて、引き続き情報を共有しながら検討を進めるとの結論に至りました。

併せて、特定の商品に限定された侵害品や侵害キーワードの情報については、適宜、最新の情報を共有する必要があることから、ガイドラインへの追加を検討する前に、権利者と事業者双方にて情報共有を行うことにした上で、当該分科会開催後にもメール等にて参加団体の意見を募りましたが、本年度においては特段早急に共有すべきものはないという結論に至っています。

その他、ガイドラインの対象範囲をより明確化する為、現会員以外の事業者・権利者の拡大について討議しました。

フリマアプリサービスでもガイドラインは有効であるとの意見を踏まえ、フリマアプリ3社の意見を聞いた上で、次回本会で、現在のガイドライン名称や用語（「オークション」との記載）を実態に則し変更すること（例「CtoC マーケットプレイス」）を承認するとの結論に至りました。

併せて、ショッピングモールは別に議論するという結論に至っています。

なお、フリマアプリ3社の参加意思については、別途確認しております。

● 情報の共有

事業者・権利者双方から、侵害品や侵害キーワードのトレンド、新たな権利侵害の出品形態について共有をおこないました。

以上